様式第一の記載要領第四号の表国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却の項及び国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除の項を削り、同表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第42条の12の２第１項	00589	法規別表六（十七）「10」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十）「16」」を「別表六（十八）「16」」に、「別表六（二十）「21」」を「別表六（十八）「21」」に改め、同表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十一）「13」」を「別表六（十九）「15」」に改め、同表生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十二）「21」」を「別表六（二十）「21」」に改め、同表特定農産加工品生産設備等の特別償却の項から特定地域における工業用機械等の特別償却の項までを次のように改める。

特定農産加工品生産設備の特別償却	平成28年旧措置法第44条の４第１項（償却費）	00388	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00389	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）	平成28年旧措置法第44条の５第１項（償却費）	00451	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第44条の５第１項）	00452	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第44条の５第１項（償却費）	00590	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項）	00591	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第44条の５第２項（償却費）	00524	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第44条の５第２項）	00525	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第１項の表の第１号（償却費）	00120	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00121	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表医療用機器等の特別償却の項を次のように改める。

医療用機器の特別償却	第45条の２第１項（償却費）	00331	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00332	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却の項を削り、同表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）の項を次のように改める。

次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	第46条の２第１項第１号イ又は第２号イ（償却費）	00577	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の２第１項第１号イ又は第２号イ）	00578	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第46条の２第１項第１号ロ又は第２号ロ（償却費）	00579	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第46条の２第１項第１号ロ又は第２号ロ）	00580	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項中「第47条第１項」の次に「又は平成28年旧措置法第47条第１項」を加え、同表特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）の項を次のように改める。

特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第１号イ）	00466	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第１号イ）	00467	法規別表十六（九）「８」の欄の金額